

議案第77号

長崎県立時和特別支援学校西彼杵分校（小・中学部）通学支援車両の設置及び管理に関する条例の制定について

長崎県立時和特別支援学校西彼杵分校（小・中学部）通学支援車両の設置及び管理に関する条例案を次のとおり提出する。

令和6年11月29日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

長崎県立時和特別支援学校西彼杵分校（小・中学部）通学支援車両の設置及び管理に関する条例

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、長崎県立時和特別支援学校西彼杵分校（小・中学部）（以下「特別支援学校分校小中学部」という。）の児童及び生徒の通学を支援するため特別支援学校分校小中学部通学支援車両（以下「通学支援車両」という。）を設置する。

（運行区域等）

第2条 通学支援車両の運行区域は、別に規則で定める。ただし、災害その他の事由により市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 通学支援車両は、特別支援学校分校小中学部の休業日は運行しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に運行することができる。

（利用対象者）

第3条 通学支援車両を利用することができる者は、特別支援学校小中学部へ通学する児童及び生徒であつて、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の

規定により西海市の住民基本台帳に記録されているもの（以下「利用対象者」という。）とする。

（利用の許可等）

第4条 通学支援車両を利用しようとする利用対象者の保護者（親権者、未成年後見人その他の現に利用対象者を監護している者をいう。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 通学支援車両の利用の許可を受けた保護者は、当該利用の許可に係る利用対象者の利用を中止するときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（移動支援事業の利用）

第5条 前条第1項により利用の許可を受けた保護者は、その利用の許可を受けた利用対象者（以下「利用者」という。）の通学支援車両の利用にあたり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第8号に規定されている移動支援事業により、利用者の安全を確保するための支援従事者を添乗させなければならない。

（使用料）

第6条 通学支援車両の使用料は、無料とする。

（利用許可の取消し等）

第7条 市長は、利用者又はその保護者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該利用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- （1） 法令若しくはこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- （2） 乗員や他の利用者等に危害を及ぼすおそれがあるとき。
- （3） 通学支援車両を破損するおそれがあるとき。

（目的外使用）

第8条 通学支援車両は、特別支援学校分校小中学部が教育上の目的達成のために使用する場合に限り、第1条に規定する目的以外の目的に使用することができる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 通学支援車両の運行及び利用に必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。